

様式第 3 号

沖縄県土木建築部公告土施第 16 号

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）簡易型に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 県営城間団地建替工事基本設計業務
- (2) 建設場所 沖縄県浦添市城間
- (3) 業務概要 県営城間団地建替工事に伴う基本設計業務
 (建物の概要)
 施設名称 県営城間団地
 主な用途 集合住宅
 延べ面積 8,480 m²
 敷地面積 約 9,157 m²
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
 また、本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、技術提案の確実な履行を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務の契約書（案）、特記仕様書（案）は別添 1 から別添 2 のとおりである。

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部における令和 7・8 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。（上記イの再認定を受けた者を除く。）
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - カ 沖縄県内に、本社があること。
- (2) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、以下の項目に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。
 - なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 設計共同体の結成にあたっての要件

ア 3 者設計共同体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2 つ以上の設計共同体の構成員になることはできない。

エ 設計共同体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、20%以上でなければならない。

カ 設計共同体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「設計共同体協定書」によるものであること。

キ 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

ク 参加者の代表者は、施設建築課が作成した令和 7・8 年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）における A ランクの事務所で 3 名以上の一級建築士が所属していること。また、沖縄県内に本社住所が所在していること。

ケ 構成員のうち 1 者（代表者以外の構成員とする）は、施設建築課が作成した令和 7・8 年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）における A 又は B ランクの事務所であること。また、沖縄県中部土木事務所管内に本社が所在していること。

コ 構成員のうち1者（ク、ケ以外の者とする）は、沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請時に希望業務内容を暖冷房、衛生、電気、機械設備積算又は電気設備積算の設備関係業務とした者であること。また、沖縄県内に本社住所が所在していること。

サ 代表者以外の構成員には1名以上の主任担当技術者が所属していること。

(4) 配置予定技術者に求める要件

ア 管理技術者（※1）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

イ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（※2）は、参加表明書及び技術提案書の提出者（構成員）の組織に所属していること。

ウ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

エ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野（※3）の主任担当技術者を兼任していないこと。

オ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず落札又は特定後、未契約の業務を含み、契約金額が200万以上の沖縄県土木建築部発注の建築関係建設コンサルタント業務（設計意図伝達業務を除く）に限る。）が、原則として5件以内かつ契約金額（設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）の合計が2.5億円未満であること。

カ 記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず落札又は特定後、未契約の業務を含み、契約金額が200万以上の沖縄県土木建築部発注の建築関係建設コンサルタント業務（設計意図伝達業務を除く）に限る。）が、原則として3件以内（電気及び機械分野は不問）かつ契約金額（設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）の合計が1億円未満であること。

キ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成28年4月1日以降に契約履行が完了した同種業務又は類似業務に携わった実績があること。

ク 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり設計共同体の代表者と直接的な雇用関係にあること。

ケ 分担業務分野の総合のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。

コ 参加表明書及び技術提案書の提出者が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者（構成員）となっていないこと。

サ 業務の一部を再委託する場合にあって、再委託先である協力事務所が沖縄県土木建築部の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録名簿に登録された者であり、再委託の契約時において沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約約款A」（令和6年6月5日土技第216号）第16条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
総合	令和6年国土交通省告示第8号別添第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(5) その他の要件

以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

・ 県営美東団地建替工事基本設計業務 令和8年6月30日 沖縄県土木建築部一般競争入札公告土施第15号

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 技術提案の履行確実性

技術評価点＝60点×(①技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

①技術評価の得点合計＝(アに係る評価点)＋(②技術提案評価点)×
(ウ)の評価に基づく履行確実性度)

②技術提案評価点＝(イに係る評価点)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、開札時、電子によるくじを実施し落札予定者(低入札価格調査に該当する入札を行った者については低入札価格調査順位)を選定する。

落札者は、落札候補者を入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ウ 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、次の条件を契約の条件とする。

(ア) 現地作業を伴う業務における監督強化

・ 設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。

(イ) 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合手持ち業務量の制限を行う。

通常、2.5億かつ5件を2億、3件へ変更する。

エ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適當であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

オ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
沖縄県土木建築部施設建築課 企画班（担当：仲宗根）
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314 メール aa066508@pref.okinawa.lg.jp

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 令和8年6月30日（火）から
- イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。
掲載していない図面は、施設建築課にて配布する。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書及び確認資料を提出すること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 期 間 令和8年6月30日（火）から令和8年7月14日（火）まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時
- (ウ) 提出部数 2部
- (エ) 提出先 上記(1)の担当部局
- (オ) 提出方法 参加表明書及び確認資料一式を封入し、封筒表に「参加表明書在中」と記載したものを持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）により提出すること。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
また、電子入札対応業者は、郵送（持参）による提出と併せて、電子入札システムにおいても参加表明書（様式-1）を提出すること。

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は、郵便等をもって令和8年7月29日（水）を予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

- (ア) 期 間 上記ア(ア)と同じ。
- (イ) 提出方法 原則持参とする。
- (ウ) 部 数 1部

(4) 技術提案書の提出等

技術提案書は、下記により提出すること。

ア 提出資格

上記3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 提出期間等

- (ア) 期 間 令和8年7月29日（水）から令和8年8月13日（木）まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時
- (ウ) 提出部数 2部

(エ) 提出先 上記(1)の担当部局

(オ) 提出方法 技術提案書及び確認資料一式を封入し、封筒表に「技術提案書在中」と記載したものを持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）により提出すること。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

ウ 技術提案書のヒアリング

ヒアリングは原則行わない。必要と認めた場合に限り、別途通知を行う。

(5) 履行確実性に関するヒアリング

ア 本業務は、どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」という。）を設定し、調査基準価下回る（未満）者のみ、追加資料の提出及びヒアリングを実施することとし、調査基準価格以上（予定価格以下）の者については、ヒアリングを省略することができることとする。応札者全てが調査基準価格以上の者で提出資料に疑義がない場合は、ヒアリング等の実施を省略する。

(ア) 期 間 令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）

(イ) 場 所 沖縄県庁11階第2会議室（予定）

(ウ) 出席者 配置予定管理技術者

イ ヒアリングの時間、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料の提出に関する連絡は、開札の後、8月25日（火）17時00分までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、8月28日（金）17時00分までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、【様式】履行確実性の審査・評価のための追加書類【建築】のとおり。

エ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(6) 入札手続き

ア 電子入札

本業務は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。

なお、電子入札に関する事項については、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

イ 紙入札

紙入札への移行を希望する場合は、速やかに 17-(13)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html>

・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）

・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号）

【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html>

ウ 電子入札システムによる場合の期日

入札書提出開始日時：令和8年8月20日（木）9時00分

入札書提出締切日時：令和8年8月20日（木）15時00分

エ 紙入札による場合の期日

持参日時：令和8年8月21日（金）10時50分

持参場所：沖縄県土木建築部第2入札室（県庁11階）

※指名通知書の写しを持参すること。

オ 開札日時：令和8年8月21日（金）11時00分 電子入札システムにより開札

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

7 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部施設建築課より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部施設建築課より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

9 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（参考様式あり）の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、業務名、経費名称、数量、単位、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印

の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。
- (3) 電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB 以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。

10 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

11 参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

12 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により当該技術者の変更を行う場合は、変更後の技術者が変更前の技術者と同等以上であることについて発注者の了解を得なければならない。

13 支払条件

部分払 2回【昭和47年7月11日土総第393号通知】に準じて回数を設定】

14 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階

沖縄県土木建築部施設建築課 企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

15 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班

受付時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班

電話098-866-2374

16 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

17 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同企業体の場合は各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。
- (7) 技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。
- (8) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (9) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

ホームページ <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班

電話098-866-2374 沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

(11) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。

- ・沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

(12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付票
- ・競争参加資格確認結果通知書

- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票
- ・ 入札締切通知書
- ・ 再入札通知書
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書

(13) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 10 階
 沖縄県土木建築部施設建築課 企画班
 TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

イ 応募調書資料関係

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 10 階
 沖縄県土木建築部施設建築課 企画班
 TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

ウ 設計図書関係

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 10 階
 沖縄県土木建築部施設建築課 建築第 1 班
 TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(14) 詳細は入札説明書による。